

小金井市地域福祉推進委員会委員公募選考基準

1 公募委員の役割等

- (1) 根拠規定 小金井市地域福祉推進委員会条例（平成31年条例第3号）第3条第2項第1号に定める公募の委員です。
- (2) 役割 小金井市の地域福祉の推進に関する事項について調査・審議を行います。
- (3) 任期 委嘱日（令和7年12月予定）から3年間
- (4) 会議 任期中に3回程度（予定）の地域福祉推進委員会に出席し、審議等に参画します。なお、会議に出席した委員に対しては、報酬を支給します。（会長：11,000円、委員：10,000円）

2 募集と応募

- (1) 募集人員 4人
- (2) 募集対象 市内在住・在勤・在学者で、18歳以上（令和7年9月16日現在）の地域福祉に関心のある方
ただし、既に市が設置している各種審議会・委員会等の委員を2つ以上兼務している方及び市の関係者は除きます。
- (3) 募集期間 令和7年9月16日から令和7年10月15日まで
- (4) 募集方法 募集の周知は、市報（令和7年9月15日号）及び市のホームページで行います。

3 選考方法

指定テーマ「小金井市の地域福祉の現状と課題について」に対する提出論文について審査し、選考します。

4 応募方法

指定テーマの論文（1,000字以内）に住所・氏名・生年月日・年齢・性別・職業・電話番号（連絡先）を明記し、令和7年10月15日までに市ホームページ内の応募フォーム、直接、郵送（封書は当日消印有効）又はファクシミリで地域福祉課地域福祉係へ提出又は郵送してください。

5 選考基準

提出された論文の内容を審査のうえ決定します。ただし、次の事項についても考慮するものとします。

- (1) 選考に当たっては、男女に偏りがないよう配慮します。
- (2) より広く市民の意見を聴くため、年齢、地域等による偏りは極力さけるようにします。

6 論文審査

提出された論文は、次の各項目を審査し、各項目の得点集計により評価します。

- (1) 現状や課題を的確にとらえているか。
- (2) 先見性があり、かつ現実的な主張であるか。
- (3) 審議に必要な知識があるか。
- (4) 社会的に公平・中立な立場で審議できるか。
- (5) 審議をまとめる協調性があるか。
- (6) 誤字・脱字はないか。

※ 各項目につき各 10 点満点とします。

7 選考委員会

公募委員の選考に当たっては、小金井市地域福祉推進委員会委員選考委員会を設置し、市長、副市長、福祉保健部長、地域福祉課長が選考委員になります。

8 選考結果

選考結果については、応募者全員に通知するとともに、市報及び市のホームページに掲載します。なお、応募論文は選考後、直ちに応募者に返却します。

9 その他

地域福祉推進委員会委員の公募・選考に関する庶務は、福祉保健部地域福祉課地域福祉係において処理します。